

参議院常任委員会調査室・特別調査室

| | |
|------------|---|
| 論題 | 総務行政の主な課題 |
| 著者 / 所属 | 荒井 透雅・皆川 健一 / 総務委員会調査室 |
| 雑誌名 / ISSN | 立法と調査 / 0915-1338 |
| 編集・発行 | 参議院事務局企画調整室 |
| 通号 | 443号 |
| 刊行日 | 2022-2-18 |
| 頁 | 16-32 |
| URL | https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20220218.html |

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

総務行政の主な課題

荒井 透雅

皆川 健一

(総務委員会調査室)

1. 地方行政・消防関係

- (1) 感染症・DXを踏まえた国と地方の新たな役割分担
- (2) 地方自治体の情報システムの標準化・共通化
- (3) マイナンバーカードを活用した消費活性化策
- (4) 地方公務員制度をめぐる動向
- (5) 消防団員の確保と処遇改善

2. 情報通信・放送・郵政・統計関係

- (1) デジタル田園都市国家構想に不可欠な情報通信基盤の整備
- (2) 電気通信事業者におけるデータの適正な取扱い
- (3) 電波の有効利用と周波数割当制度
- (4) 情報通信分野の外資規制の見直し
- (5) NHK改革とデジタル時代の放送制度
- (6) 郵政民営化の進展と不祥事からの信頼回復
- (7) 公的統計の信頼性確保

総務行政については、令和3（2021）年8月31日に総務省から「次なる時代を切り拓く活力ある地域社会の実現」（総務省重点施策2022）として、令和4（2022）年度に積極的に取り組むべき重点施策が発表されており、その内容に則して、総務省等に置かれた審議会・研究会等において具体的な検討が進められている。

また、金子総務大臣は総務行政関連の専門誌等に寄せた年頭所感で、デジタル変革の加速とグリーン社会の実現、活力ある地方創り、防災・減災、国土強靱化の推進、感染症への対応と地方行財政基盤の確保等に取り組む意向を表明している¹。

※ 本稿は令和4（2022）年2月4日現在の情報に基づいている。なお、参照URLの最終アクセス日は、いずれも同年1月31日である。

¹ 金子総務大臣年頭所感『全国市議会旬報』（令4.1.15）等

本稿では、このような最近の状況を踏まえ、特に直近の動向等を紹介することを通じて、総務行政に関し当面する主な課題を概観することとしたい（なお、令和3（2021）年末の予算折衝で決定された令和4（2022）年度地方財政対策については、『立法と調査』No. 442の田中駿行「令和4年度地方財政対策の概要と主な論点」を参照されたい。）。

1. 地方行政・消防関係

（1）感染症・DXを踏まえた国と地方の新たな役割分担

現在に至るまで、地方分権改革において、国から地方への権限移譲や国による規制の緩和（義務付け・枠付けの見直し）など、地方の自主性・自立性を高めるための取組が進められてきた。一方、近年は、条例による地方の独自規制や地方自治体間の共通ルールが事業者の負担になっているとも指摘されている。

さらに、新型コロナウイルス感染症への対応において、国、地方自治体と最前線の保健所間での指揮命令系統の曖昧さや事業者への休業要請の対象範囲等について国と地方で調整が難航した。これらのことから、①協調と連携を欠く国・地方関係、②実現力を欠く行政施策、③スピードと分かりやすさを欠く行政手続など、「地方自治」、「地方分権」が施策の円滑・効果的な実施の支障となっているとも指摘されている。

このような指摘などを踏まえ、総務省は、令和3（2021）年3月に「デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会」を設置した。研究会では、大規模な災害・感染症の発生やデジタル技術の飛躍的な利用拡大などを通じて新たな社会経済環境が立ち現れる中、地方自治制度の可能性と限界に関する論点の整理を通じ、デジタル時代に求められる地方自治の在り方について幅広く議論を行うとしている（図表1参照）。

図表1 緊急時における国と地方の役割分担に関する選択肢

| | | | |
|--|--|--|--|
| <p>○ 緊急時において、国として関心の高い施策を地方レベルで実施する場合、 ①緊急時の施策実施に求められる迅速性の確保や国の意図の徹底をどのように図るかという観点から、 ②地方公共団体と国の地方支分部局のいずれが実施するのが適切かを検討すべきか。</p> | | | |
| | <p>（1）地方公共団体が実施しつつ、国の関わりを強化</p> | <p>イ 緊急時には国が直接執行（並行権限の行使、代行）</p> | <p>（2）国の事務として、地方支分部局において実施</p> |
| 特徴 | <p>ア 国の関与を強化（法定受託事務化、指示の創設）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理基準を定めて統一的な施策の実施を図ることが可能 ○ 対象が全国民など広範にわたる場合にも対応が可能（地方公務員数：約270万人（令和2年）） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本省の指揮の下、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な施策実施が期待 ・ 国の意図の徹底が可能 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本省の指揮の下、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な施策実施が期待 ・ 国の意図の徹底が可能 |
| 課題 | <p>【実施体制が間接的】 ・ 体制構築等の実施責任は地方が負うため、時間がかかる</p> <p>【履行確保手段が限定的】 ・ 指示に沿わない場合に、国がとりうる対応に限界（代執行等）</p> | <p>【国・地方の重複・混乱回避】 ・ 役割分担が不明確となるおそれ ・ 混乱回避のため、地方からの要請など、一定の手続が必要</p> | <p>【人員面の制約】 ・ 国家公務員のうち地方支分部局に属する職員は約18万人、対応可能な範囲に限界</p> <p>【国の体制・ノウハウ】 ・ 所掌していない分野では、新たな体制構築・ノウハウが必要</p> |
| 主な例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスワクチン接種<small>【予防接種法】</small> ・ 家畜伝染病※のまん延防止のための焼埋却等 ※口蹄疫等<small>【家畜伝染病予防法】</small> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の道路啓開等の代行<small>【道路法】</small> ・ 国の利害に重大な関係がある建築物についての建築確認等<small>【建築基準法】</small> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放射性物質により汚染された（指定地域内の）廃棄物の処理<small>【放射性物質汚染対処特措法】</small> <small>（通常は、廃棄物処理法に基づき市町村が一般廃棄物処理）</small> |

（出所）総務省「デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会」資料（令和3（2021）年6月4日）

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3（2021）年6月18日閣議決定）では、感染症対応で直面した課題等を踏まえ、総務省は国と都道府県の関係、大都市圏における都道府県間関係及び都道府県と市町村（政令市や特別区を含む。）との関係について、地方制度調査会等において改善に向けた検討を進めるとしている。

これを受け、令和4（2022）年1月14日、第33次地方制度調査会第1回総会が開催され、社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）²の進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間関係その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める旨の諮問が行われた。

同総会において、岸田内閣総理大臣は、「新型コロナへの対応、デジタル化への対応は、我が国の最重要課題であり、これらに関連する地方制度の在り方について、幅広い観点からの議論が必要である」との考えを述べている。また、「第1に、新型コロナ対応については、例えば、国・都道府県・市町村間の連携等をめぐって課題も指摘されており、感染症法など個別法の対応が必要な制度改正等について、関係府省において検討を進めている。これも踏まえた上で、さらに、コロナ後を見据えたあるべき基本的な国と地方の関係等を議論する時期に来ていると考えている。第2に、新型コロナを通じて、距離等の壁を超え、人や組織、地域がデジタル技術を活用してつながり合うデジタル社会の可能性が広く認識された。こうした中、地方行政の在り方もデジタルを前提としたものへと変革していくことが求められる」旨述べており、今後の調査審議の動向が注視される。

（2）地方自治体の情報システムの標準化・共通化

ア 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の制定

第32次地方制度調査会答申（令和2年（2020）6月26日）において、住民基本台帳、税務等の分野における基幹系システムは、標準化等の必要性は高く、早急な取組が求められるとしていた。「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2（2020）年7月17日閣議決定）においても、地方制度調査会の答申を踏まえ、法制上の措置を講じた上で、財源面を含め国が主導的な支援を行うとしている。さらに、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2（2020）年12月25日閣議決定）において、住民記録、地方税、福祉など、地方自治体の主要な17業務³を処理するシステムの標準仕様を、関係府省において作成するとしている。また、地方自治体におけるデジタル・ガバメントの推進のために、地方自治体の情報システムの標準化・共通化を実効的に推進するための法律案を令和3（2021）年の通常国会に提出するとし、標準化・共通化の目標時期を令和7（2025）年度とした。

総務省は、令和2（2020）年12月25日、「自治体DX推進計画」を取りまとめた。同推進計画では、地方自治体の情報システムの標準化・共通化の目標時期を令和7（2025）

² デジタル・トランスフォーメーション（DX）とは、企業や行政などの組織や活動、あるいは社会の仕組みや在り方、人々の暮らしなどをデジタル技術の導入と浸透により根本的に変革すること。

³ 児童手当（内閣府）、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税及び軽自動車税（総務省）、就学（文部科学省）、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理及び児童扶養手当（厚生労働省）並びに子ども・子育て支援（内閣府、厚生労働省）を指す。

年度とし、ガバメントクラウド (Gov-Cloud) の活用に向けた検討を踏まえ、主要な17業務システムについて国の策定する標準仕様に準拠したシステムへの移行に対応するための準備を始める必要があるとしている。これらを踏まえ、第204回国会（常会）においては、地方自治体に国が定める標準仕様に準拠した情報システムの利用を求める「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（以下「標準化法」という。）が成立し（令和3年法律第40号）、令和3（2021）年9月1日から施行されている。

イ デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和3（2021）年12月24日に「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「重点計画」という。）が閣議決定された。重点計画では、標準化法に基づく標準化対象業務を政令で規定した上で、デジタル庁は情報システムの整備及び管理の基本的な方針⁴との整合性の確保の観点から、総務省は地方自治体との連絡調整の観点から、標準化対象事務に係る法令又は事務を所管する府省庁とともに、地方公共団体情報システム標準化基本方針⁵の案を策定し、関係行政機関の長との協議や地方三団体⁶から意見聴取を行った上で、令和3（2021）年度中を目途に定めるとしている。また、標準化対象事務については、標準化法の趣旨を踏まえ、情報システムによる処理の内容が地方自治体において共通しているかという観点等から、先述の17業務に、戸籍、戸籍の附票及び印鑑登録事務の3業務を加えるとしている。

なお、標準化法に基づき標準化対象事務（20業務）を定める政令が、令和4（2022）年1月4日に公布されている。

ウ 総務省の取組

（標準仕様書の作成）標準化対象業務のうち、総務省所管の業務について、令和元（2019）年8月に「自治体システム等標準化検討会」を設置し、システムの機能や様式・帳票の標準仕様の検討を開始した。現在までに、住民記録システム、税務システム、選挙人名簿管理システム、印鑑登録システム及び戸籍の附票システムの標準仕様が策定され、あるいは令和4（2022）年夏までに策定・改定されることとなっている（図表2参照）。

（自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書）総務省は、標準準拠システムへの円滑な移行に資するよう、地方自治体において共通して想定される標準化・共通化の作業手順等をまとめたものとして、令和3（2021）年7月に「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書【第1.0版】」を公表した。また、重点計画では、各地方自治体が当該手順書を踏まえて市町村の標準準拠システムへの円滑な移行を行えるよう、関係府省庁・都道府県とも連携して市町村の進捗管理等の支援を行うとしている。

（財政支援）総務省は、令和7（2025）年度までにガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行に資するよう、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に、デジタル基盤改革支援基金を設け、地方自治体の取組を支援するとしている（令和2（2020）年度第3次補正予算、令和3（2021）年度補正予算で計1,825億円）。

⁴ デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）第4条第2項第15号に規定する基本方針をいう。

⁵ 標準化法第5条第1項に規定する基本方針をいう。

⁶ 全国知事会、全国市長会、全国町村会

図表2 デジタル社会の実現に向けた重点計画工程表（抜粋）

| | 2021年度 (令和3年度) | 2022年度 (令和4年度) | 2023年度 (令和5年度) | 2024年度 (令和6年度) | 2025年度 (令和7年度) |
|---------------------------|---|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| (2) 地方の情報システムの刷新 | | | | | |
| ① 地方公共団体情報システム標準化基本方針の策定等 | ガバメントクラウド提供 | | | | |
| ② 標準化基準における共通事項の策定等 | ガバメントクラウド利用地方公共団体 順次拡大 | | | | |
| ③ 制度所管府省庁による標準化基準の策定 | 標準標準システムへの移行（※） （地方公共団体はガバメントクラウドを活用し、標準標準システムを利用） | | | | |
| ④ 統一・標準化を進めるための支援 | ※ 取組においては地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。 | | | | |
| | 仕様策定・仕様の調整 (データ要件・連携要件等、 20業務の機能要件) | | | | |
| | 標準標準システム開発 (ガバメントクラウド上でのサービス提供前提) | | | | |

（出所）デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3（2021）年12月24日閣議決定）より抜粋

エ 今後の課題

標準化法案に対する参議院総務委員会の附帯決議において、情報システム構築に向けて地方自治体の実情に即して対応すること、必要な人的・財政的支援を行うこと、セキュリティ対策に万全を期すことなどが求められている⁷。地方自治体においても、情報システムの標準化・共通化に向けて、早期から全庁横断的な推進体制を整え、現行のシステムの調査や、スケジュール策定等計画的な導入に向けた検討を行うことが期待される。

（3）マイナンバーカードを活用した消費活性化策

マイナンバーカードは平成28（2016）年1月から交付が開始され、令和4（2022）年1月1日現在で約5,187万枚、普及率は41.0%である。今後の更なる普及については、重点計画において、令和4（2022）年度末までに、マイナンバーカードがほぼ全国民に行き渡ることを目指すとしている。

マイナンバーカードを活用した消費活性化策として、令和元（2019）年10月からの消費税率引上げに伴う消費の平準化対策とともに、マイナンバーカードの普及とキャッシュレス決済の拡大を目的に、マイナンバーカード取得者に対し、登録したキャッシュレス決済で前払い又は物品等の購入を行った場合に金額の25%（上限5,000円分）をマイナポイントとして付与する事業が実施された（マイナポイント第1弾）。事業実施期間は、令和2（2020）年9月から令和3（2021）年12月末までであった。当初4,000万人分の予算が確保されていたが、令和3（2021）年4月末までにマイナンバーカード申請を行った者を同年12月末まで制度利用の対象とするよう見直し、対象人数を5,000万人に拡充するための経費が令和2（2020）年度第3次補正予算及び令和3（2021）年度予算に計上された。これら取組の実施を経て、マイナポイント申込数は、令和3（2021）年12月末時点で2,532万件となった。

さらに、令和3（2021）年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のため

⁷ 参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f064_051113.pdf>。なお、衆議院総務委員会においても同趣旨の附帯決議が行われている。

の経済対策」において、マイナンバーカードの普及を促進するとともに、消費喚起や生活の質の向上につなげるため、①マイナンバーカードの新規取得者に最大5,000円相当のポイント、②健康保険証としての利用登録を行った者に7,500円相当のポイント、③公金受取口座の登録を行った者に7,500円相当のポイントの、合わせて最大2万円相当のマイナポイントを付与するとしており（マイナポイント第2弾）、関連経費が令和3（2021）年度補正予算に計上された。①カード新規取得者のポイント申込・付与は令和4（2022）年1月1日から開始した。また、②健康保険証及び③公金受取口座のポイントの申込・付与は同年6月頃から開始し、申込期間を令和5（2023）年2月末までとしている⁸。

また、地方自治体においては、マイナポイントの仕組みを活用し、地域経済の活性化、子育て支援、健康増進等、様々な施策目的に応じたポイント給付（自治体マイナポイント）を実施することとした。モデル事業として全国20団体で実施され、令和3（2021）年度の成果を踏まえ、全国展開に向けたシステム改修・運用ルールの整備を実施するとしている。今後とも、マイナンバーカードの普及を促進するための不断の取組が求められる。

（４）地方公務員制度をめぐる動向

ア 会計年度任用職員制度の適切な運用

多様化する行政需要に対応するため、地方の厳しい財政状況が続く中、地方公務員の臨時・非常勤職員は令和2（2020）年4月1日現在で69.4万人（平成28（2016）年から5.1万人増）と増加している⁹。

こうした中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保する観点から、平成29（2017）年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）が成立し、臨時・非常勤職員の任用要件の厳格化を行うとともに、会計年度任用職員制度¹⁰を創設し、会計年度任用職員に対する期末手当の支給が可能とされた。

総務省が、改正法施行時（令和2（2020）年4月）の各地方自治体の会計年度任用職員制度の施行状況を調査したところ、おおむね制度の趣旨に沿った運用が図られているが、報酬水準が制度導入前と比べ減額となった職種がある地方自治体の中には制度の趣旨に沿わない不適切な理由により減額している例が見られるなど、対応が十分でない団体もあったとされている¹¹。

調査を踏まえ、総務省は令和2（2020）年12月21日、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（通知）を発出した。臨時・非常勤職員の処遇については、民間団体から様々な問題点が指摘されているところ¹²、加藤官房長官（当時）は、令和3（2021）年7月5日の記者会見において、「実態を把握しつつ、ヒアリングの機会を活用して助言を行うなど、任用と処遇の適正化が図られるよう取り組んでいきたい」としている。また、

⁸ 金子総務大臣閣議後記者会見（令和4年1月21日）

⁹ 総務省「地方公共団体における会計年度任用職員等臨時・非常勤職員に関する調査について（ポイント）」（令2.12.21）

¹⁰ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定に基づき任用される非常勤職員をいう。

¹¹ 前掲注9

¹² 『朝日新聞』（令3.7.19）等

総務省は令和4（2022）年1月20日の「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（通知）により、改めて任用と処遇の適正化を要請している。会計年度任用職員制度の不適正な運用は職員の勤労意欲をそぎ、ひいては住民サービスの低下につながりかねない問題であり、引き続き対応が注視される。

イ 地方公務員の定年延長

国家公務員の定年延長について、人事院は平成30（2018）年8月に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。この申出において、定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、60歳超の職員給与を60歳前の7割水準に設定すること、役職定年制の導入、定年前の再任用短時間勤務制の導入等が示された。第201回国会（常会）に国家公務員法等改正案が提出されたが審査未了となり、第204回国会（常会）に改めて同趣旨の改正案が提出され成立した（令和3年法律第61号）。同改正法は、一部を除き令和5（2023）年4月1日から施行される。

地方公務員の定年については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）では、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」（第28条の2第2項）と規定されている。そのため、国家公務員の定年が引き上げられた場合、連動して条例に基づいて引き上げられる。一方、役職定年制や定年前の再任用短時間勤務制について国家公務員と同様の制度を地方公務員に導入するためには、地方公務員法の改正が必要となることから、第201回国会（常会）において地方公務員法改正案が提出され、第204回国会（常会）で成立した（令和3年法律第63号）。同改正法は、一部を除き令和5（2023）年4月1日から施行される。

同改正案に対する参議院総務委員会の附帯決議において、小規模自治体を含む全ての地方自治体の制度設計に必要な情報提供、職員のワーク・ライフ・バランスの確保など地方公務員の働き方改革の一層の推進に向けた努力などが求められている¹³。

令和5（2023）年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられることを踏まえ、総務省は令和3（2021）年8月に、必要な行政サービスを将来にわたり安定的に提供できる体制を確保するため、中長期的な視点での採用・退職管理の在り方について検討を行う、「定年引上げに伴う地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会」を設置した。また、同省は同年10月に、地方自治体における高齢期職員の活躍事例、高齢期職員が活躍するための人事管理の工夫及び環境整備等について検討を行う、「地方公務員の定年引上げに伴う高齢期職員の活用に関する検討会」を設置した。今後、附帯決議や研究会・検討会における検討結果を踏まえ、地方自治体において法施行に向けて適切な対応が期待される。

ウ 地方公務員の育児休業等取得の促進

人事院は令和3（2021）年8月に、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を

¹³ 参議院ウェブサイト<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/204/f064_060314.pdf>。なお、衆議院総務委員会においても同趣旨の附帯決議が行われている。

行った。この申出において、同一の子について育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とすること、さらに、この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とすることにより、最大4回取得できるようにすることが示された。

上記申出の内容のほか、非常勤職員の介護休業について1年以上の雇用期間の要件を廃止することを加えた、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」が、第208回国会（常会）に提出された。

エ ポスト・コロナ期の地方公務員の在り方

少子高齢化の進展・生産年齢人口の減少、ライフコース¹⁴・価値観の多様化、大規模災害・感染症リスクの増大、デジタル社会の進展など地方自治体を取り巻く社会状況は大きく変化し、行政課題の更なる複雑化・多様化が見込まれる。

このような変化に対し、地方自治体の職員・組織においては、多様な職員がその能力を発揮し、活躍できる環境を整えるとともに、組織や地域の枠を超えて人材の活用を図ることなどにより対応しようとする動きが出てきているほか、人材育成などによる組織力の強化が求められている。

総務省は令和3（2021）年7月に、地方公務員制度とその運用の在り方について、中長期的な視点に立って検討を行うため、「ポスト・コロナ期の地方公務員のあり方に関する研究会」を設置した。研究会では、社会情勢の変化に対応した地方公務員をめぐる課題として、①デジタル技術の活用による生産性等の向上、②組織や地域の枠を超えた連携による対応力の強化、③人的資源のマネジメントと専門性の向上による組織力の強化、④職員の誰もが意欲・能力を發揮できる働き方の実現が挙げられている。研究会は、令和4（2022）年夏頃を目途に中間報告の取りまとめを行う予定としており、今後の動向が注視される。

（5）消防団員の確保と処遇改善

ア 消防団の現状

消防団は市町村の非常備の消防機関であり、消防団員は、他に本業を持ちながら非常勤の特別職地方公務員として消防・防災活動を行っている。東日本大震災において消防団の重要性が再認識されたことを踏まえ、平成25（2013）年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）が議員立法で成立した。

近年、女性や学生、在勤者、地方公務員等の入団促進、特定の活動のみ参加する機能別団員・機能別分団制度の活用、退職報奨金引上げ等の処遇改善、消防団の装備の充実強化など、地方自治体への支援等が行われている。こうした背景の下、令和3（2021）年4月1日現在、女性団員は2万7,317人（前年4月1日から117人増）、学生団員は5,387人（同17人減）、機能別団員は2万9,371人（同3,276人増）となっている。消防団員数全

¹⁴ 個人が一生の間にたどる道筋のこと。具体的な人生の道程、キャリア経歴など。

体としては、団員の高齢化や地域社会への帰属意識の希薄化などから減少を続けており、令和3（2021）年4月1日現在80万4,877人と、前年4月1日から1万3,601人減少し、3年連続で減少数が1万人を超えている状況である。

イ 消防団員の処遇等の改善

消防団員数が減少する中、消防団員の処遇の在り方等について検討し、ひいては消防団員を確保することを目的として、消防庁は令和2（2020）年12月から「消防団員の処遇等に関する検討会」を開催し、検討を行った。

検討会は、令和3（2021）年4月に中間報告書を取りまとめ、出動に応じた「出動報酬」の創設や、年額報酬の標準額等を示すとともに、これらは消防団を経由することなく団員個人に直接支給すべきであるとしている。これを踏まえ、同年4月13日、消防庁は、「非常勤消防団員の報酬等の基準」（年額報酬：団員級で年額3万6,500円。出動報酬：災害時1日当たり8,000円）を定め、各市町村において消防団員の報酬等の見直しの検討を求める旨の通知を発出した。

その後、検討会は、令和3（2021）年8月に最終報告書を取りまとめ、中間報告書で示された処遇の改善のほか、①消防団に対する理解の促進、②幅広い住民の入団促進、③平時の消防団活動の在り方の検討、④装備等の充実について取り組むべきとしている。このうち「平時の消防活動」については、団員に過剰な負担がかからないよう、真に必要な訓練を効率的に実施することや、「操法大会」の適切な運営等を求めている。

なお、「非常勤消防団員の報酬等の基準」に沿った処遇改善が行われるよう、国は、令和4（2022）年度から出動報酬の創設等に伴う所要額を普通交付税等に計上している。今後とも、団員確保に向けた幅広い取組が求められる。

2. 情報通信・放送・郵政・統計関係

（1）デジタル田園都市国家構想に不可欠な情報通信基盤の整備

岸田総理大臣は、第205回国会（臨時会）における所信表明演説において、地方からデジタルの実装を進め新たな変革の波を起し、地方と都市の差を縮め、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の推進を掲げ、そのために第5世代移動通信システム（5G）、データセンター等のデジタルインフラの整備を進めると表明した¹⁵。さらに、第207回国会（臨時会）の所信表明演説においても「海底ケーブルで日本を周回するデジタル田園都市スーパーハイウエーを三年程度で完成させます。各地に設置する大規模データセンター、光ファイバー、5Gと組み合わせ、日本中、津々浦々、どこにいても高速大容量のデジタルサービスを使えるようにします。」¹⁶とデジタル田園都市国家構想に不可欠な情報通信基盤の整備を進めることを明言した。

ア データセンター、海底ケーブル等のデジタルインフラ強靱化事業

総務省は、大規模震災等の発生が予想される我が国が、経済安全保障の観点等から、国内外のデータを「安全・安心」に蓄積・処理できるよう、東京圏に一局集中するデー

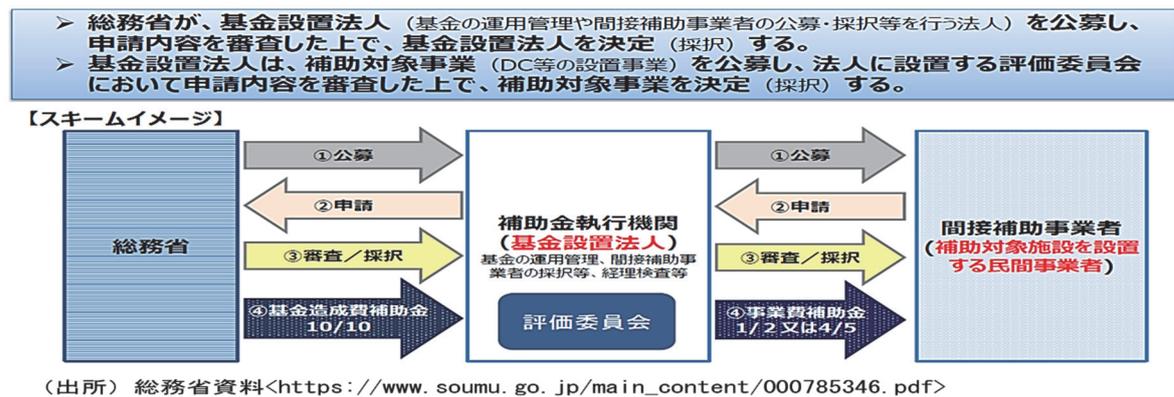
¹⁵ 第205回国会参議院本会議録第2号4頁（令3.10.8）

¹⁶ 第207回国会参議院本会議録第1号5頁（令3.12.6）

タセンター等のデジタルインフラの地方分散を促進するとともに、地方におけるデジタル実装を通じての地方活性化に資するため、令和3年度補正予算において、事業者が東京圏以外にデータセンター、海底ケーブル、インターネット接続点（インターネットエクスチェンジ（IX））等のデジタルインフラを設置する際の支援を行うデジタルインフラ強靱化事業の経費として500億円を計上した¹⁷。

同事業では、総務省が、基金（500億円）の運用管理やデータセンター等の補助対象施設を設置する間接補助事業者の採択等を行う基金設置法人を公募により決定し、基金設置法人が間接補助事業者に対して事業費補助金を交付するとしている（図表3参照）。

図表3 データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業のスキーム



補助対象は、東京圏以外の地域のデータセンター（建物・サーバ等）、海底ケーブル（太平洋側以外）、海底ケーブル陸揚局舎、インターネット接続点であり、補助率は海底ケーブルについては4/5、他は1/2（ただし上限設定を予定）を想定している。また、基金の設置期間は、令和3（2021）年度からの6か年（事業実施期間は令和7（2025）年度までの5か年、令和8（2026）年度は出納整理期間）としている。

総務省は、令和3（2021）年度中に基金設置法人を確定し、実際の事業は令和4（2022）年度から案件公募を行うことを想定しているが、同事業が透明性を確保した上で、デジタルインフラの地方分散を促進し、もって経済安全保障や地方活性化に資するという目的を果たすことができるよう実施されていくのか、その動向が注目されよう。

イ 5G基地局の整備

超高速、超低遅延、多数同時接続の通信を可能とする5Gは、今後の経済社会や国民生活にとって重要なインフラであり、デジタル田園都市国家構想を実現するため、都市と地方での一体的な整備が求められている。

総務省が令和2（2020）年12月に策定した「ICTインフラ地域展開マスタープラン3.0」では、令和5（2023）年度末を目途に約28万局以上の5G基地局整備が目標に掲

¹⁷ このほか、首都圏以外のデータセンターの設置に対する支援については、令和4年3月31日までの時限措置として、特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成2年法律第35号）附則第5条に基づき行われる国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）による助成金交付及び債務保証並びに地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に基づく固定資産税の特例措置が実施されている。

げられている。政府は令和2年度から5G投資促進税制を創設するとともに、条件不利地域等における事業費の一部を補助することなどにより5Gの推進に取り組んでいる。その結果、令和3（2021）年3月末までに携帯電話事業者4社は、全都道府県でサービスを開始し、基地局の開設実績数は21,079局（4社の計画値合計では9,043局）、基盤展開率¹⁸の実績値は16.5%（4社の計画値合計では6.9%）となっている。

このような状況の中、岸田総理は、令和3（2021）年12月21日の記者会見において、現在3割程度の5Gの人口カバー率を令和5（2023）年度に9割に引き上げる旨の発言を行った。これを受けて総務省は、同月28日、携帯電話事業者各社に対して、基地局の開設数や人口カバー率の年度末ごとの計画の作成及び計画に関する整備状況について半期ごとの報告を求める等5G基地局整備の加速化に関する措置を要請した。

5Gの展開加速化に向けた今後の政府・事業者の取組が注目される。

ウ 光ファイバの整備

高速・大容量通信の基盤となる光ファイバの整備については、令和2年度補正予算で光ファイバの整備費補助等のため501.6億円が計上されたことなどにより整備が進捗し、総務省によると令和4（2022）年3月末で光ファイバの整備率は99.7%、未整備世帯数17万世帯となると見込まれている。一方で都道府県別の整備率をみると、令和2（2020）年3月末で長崎県92.8%、島根県93.6%、宮崎県93.8%など離島や山間地等を多く有する地域で整備が遅れており、地域間で格差が生じている。総務省は令和4年度予算においても条件不利地域等における光ファイバの整備に対する補助等の費用36.8億円を計上するなどして光ファイバの整備推進に引き続き取り組むこととしている。

他方、地方において整備された光ファイバ等のブロードバンドの維持管理をいかに継続するかが課題として浮上している。テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等を継続的・安定的に利用する上で不可欠なブロードバンドサービスの持続的な提供の確保等について検討していた総務省の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」は、令和4（2022）年2月、有線ブロードバンドサービスを電気通信事業法（昭和59年法律第86号）における「基礎的電気通信役務」¹⁹（ユニバーサルサービス）の新たな類型として位置付けた上で、不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持等のための新たな交付金制度を創設することが適当とする旨の最終取りまとめを公表した。同取りまとめを受けて、電気通信事業法の改正案が第208回国会（常会）に提出される見込みである。

現行のユニバーサルサービス交付金制度では、基礎的電気通信役務の提供事業者（NTT東西）への交付金の原資は電気通信事業者からの負担金であり、各事業者は、この負担金を利用者に転嫁している。新たな交付金も利用者に転嫁される可能性が高く²⁰、法

¹⁸ 5G基地局の整備については、全国を10km四方のメッシュに区切り、メッシュ毎に5G基地局の親局（5G高度特定基地局）を整備することで、その全国展開を確保することとしており、基盤展開率とは、全国における5G高度特定基地局が開設されたメッシュの総和を全対象メッシュ数（約4,500）で除した値をいう。

¹⁹ 基礎的電気通信役務とは、国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信役務であり（電気通信事業法第7条）、現在は、加入電話、緊急通報及び公衆電話が指定されている。基礎的電気通信役務に該当するサービスは、不採算地域におけるサービスを維持するための交付金制度（ユニバーサルサービス交付金制度）の対象となっている。

²⁰ 総務省は、契約者一人当たり月額約7.8円の費用負担が発生すると試算している（ブロードバンド基盤の在

案の審議に当たっては、交付金の規模や詳細な制度設計が論点となることが想定される。

（２）電気通信事業者におけるデータの適正な取扱い

LINE株式会社が提供するコミュニケーションアプリのシステム開発や運用の一部が、中国を拠点とする関連会社において行われて、日本のサーバにある利用者の個人情報へのアクセスが可能となっていた事案が発生するなど、電気通信事業者におけるデータの適正な取扱いが課題となっている。総務省では、令和3（2021）年5月から「電気通信事業ガバナンス検討会」を開催し、電気通信事業者におけるデータの取扱いに係るガバナンス確保の在り方等を検討してきた。同検討会は、令和4（2022）年1月に、利用者情報の適正な取扱いに係る方針の策定及び公表を電気通信事業者に義務付けること等の利用者情報の適正管理等を促進するための新たな規律の創設を内容とする報告書案を取りまとめた²¹。検討の過程では、経済団体等から、規律の対象が明確でなく、また、個人情報保護法との関係で過剰規制や二重規制となるとの意見が出された²²一方で、消費者団体からは、利用者情報の適正な管理のため、事業者によるガバナンス強化のほか、国による新たな規律が必要との意見も出された²³。同検討会の検討結果を踏まえた電気通信事業法の改正案が第208回国会（常会）に提出される見込みである。

（３）電波の有効利用と周波数割当制度

総務省において令和2（2020）年11月から、今後の電波利用の将来像、電波政策上の課題及び電波有効利用に向けた実現方策等について検討を行っていた「デジタル変革時代の電波政策懇談会」は、令和3（2021）年8月に報告書を取りまとめた。

同報告書によると、事業者が開設する携帯電話基地局全体の開設計画である特定基地局開設計画の認定²⁴の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、例えば、電波の有効利用が不十分と認められる場合、競願があった場合などには、既存免許人の周波数の使用期限を設定し、比較審査により再割当てを行う仕組みを導入する必要があるとして、周波数の再割当制度の導入を提言した。また、現在、総務大臣が行っている電波の利用状況調査の評価²⁵についても、その透明性・客観性を担保するため第三者による評価等について検討することが必要とした。同報告書を受けて、電波法（昭和25年法律第131号）の改正案が第208回国会（常会）に提出される見込みである²⁶。

なお、同報告書では、「オークション制度については、最近の事例も含めて、諸外国の動

り方に関する研究会（第18回）（令和4（2022）年2月2日）配付資料18-4）。

²¹ 同報告書案では、利用者情報の適正な取扱いに係る方針への記載事項として、例えば情報が保管される所在国を明記することなどが示されている。なお、同報告書案は、令和4（2022）年2月4日まで、意見募集が行われている。

²² 電気通信事業ガバナンス検討会（第14回）（令和3（2021）年12月28日）

²³ 電気通信事業ガバナンス検討会（第15回）（令和4（2022）年1月11日）

²⁴ 電波法（昭和25年法律第131号）第27条の13

²⁵ 電波法第26条の2

²⁶ このほか、電波法の改正案には、電波法附則第14項に基づく3年ごとの電波利用料制度の見直しについての改正等が盛り込まれる予定である。また、外資規制の見直し（2.（4）参照）やNHK改革（2.（5）ア参照）等と併せ、電波法及び放送法の一部を改正する法律案として提出予定。

向やメリット・デメリットも踏まえ、引き続き、検討していくことが適当である。」とされており、総務省は、令和3（2021）年10月から「新たな携帯電話用周波数の割当方式に関する検討会」を開催し、諸外国のオークション方式等携帯電話用周波数割当方式のメリット等を踏まえた、我が国の新たな携帯電話用周波数の割当方式の検討を行っている。

今後もデジタル社会の構築に不可欠であり、かつ、有限希少な電波の有効活用に資する制度の一層の整備が求められよう。

（４）情報通信分野の外資規制の見直し

電波法及び放送法（昭和25年法律第132号）では、電波の有限希少性を理由とする自国民優先の考え方、放送の大きな社会的影響力や事業の公共性などに鑑み、無線局の免許、基幹放送局²⁷の認定や認定放送持株会社の認定（以下「認定等」という。）に当たって、外国人等の議決権や役員等の割合について規制する外資規制が定められている²⁸。しかしながら、令和3（2021）年3月以来、株式会社東北新社及び株式会社フジ・メディア・ホールディングスによる放送法の外資規制に抵触する事案が相次いで発覚し、外資規制の実効性の確保や在り方の見直しが喫緊の課題として浮上した。この状況を踏まえ総務省は同年6月から「情報通信分野における外資規制の在り方に関する検討会」を開催し、情報通信分野における外資規制の在り方について検討を行ってきた。

令和4（2022）年1月に公表された同検討会の取りまとめでは、放送法等の外資規制について、それ自体は有効に機能してきたと考えられ、規制を見直す必要がある特段の事情も見受けられないとして、現行の規制枠組みを維持することが適当とした。その上で、担保措置の在り方や実効性の確保方策について以下の提言を行った。

まず、担保措置の在り方については、電波法及び放送法では、直接出資規制及び外国人役員就任規制に不適合となった事業者等について、総務大臣は、その認定等を取り消さなければならないとする、いわゆる必要的取消しについての規定²⁹が設けられている。これに対して、事業者等の外資比率が基準値以上となっていることを行政庁が把握した場合には、原則として、認定等を取り消すこととし、例外的に、不適合となった状況や視聴者の不利益等の一定の事情を勘案して、外国人等の支配による懸念が実質的にないと認められる場合等においては、期間を定めて是正を求める措置を講ずることとして、それでも是正がなされない場合には認定等の取消しを行うこととすることが適当とされた。

また、実効性の確保方策については、放送事業者等において、外資規制に係る事項に変更があった場合には、行政庁が外資規制への適合状況を随時把握可能とするための届出を求める制度を導入することが適当とした。加えて、放送事業者等が外資規制に適合するために講じた措置等の規制の遵守状況等に関する事項について定期的に報告を求める制度を導入することが適当とされた。取りまとめを受けて、電波法及び放送法の改正案が第208回

²⁷ 基幹放送とは、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送。地上放送（テレビ、ラジオ）、BS放送及び東経110度CS放送をいう。

²⁸ 電波法第5条、放送法第93条、同法第159条

²⁹ 電波法第75条、放送法第103条

国会（常会）に提出される見込みである。

（５）NHK改革とデジタル時代の放送制度

ア NHK改革

NHKは、令和3（2021）年1月に「NHK経営計画（2021-2023年度）」（以下「経営計画」という。）を決定した。経営計画においては、コスト圧縮、繰越金の取崩し、新放送センターの建設計画の抜本的な見直しにより、700億円の還元原資を確保し、令和5（2023）年度に受信料の値下げを行うとしており、受信料値下げの詳細の決定にあわせて経営計画の修正を行うとしている。また、保有メディアの整理について、現行の衛星放送の2K³⁰のうち1波を令和5（2023）年度中に削減すること、ラジオについても第1、第2、FMの3波を令和7（2025）年度にAM、FMの2波に整理削減する方向で検討することや、子会社について、中間持株会社の導入を視野に業務の効率化などガバナンス強化を進めること等が盛り込まれている。

一方、NHKに対して「業務」、「受信料」、「ガバナンス」の三位一体の改革の取組を求めていた総務省は、「放送を巡る諸課題に関する検討会」に置かれた「公共放送の在り方に関する検討分科会」が令和3（2021）年1月に決定した「公共放送と受信料制度の在り方に関するとりまとめ」を受けて、令和3（2021）年の第204回国会（常会）に放送法の一部を改正する法律案（第204回国会閣法第39号）を提出した。同法案では、①受信料値下げのための還元目的積立金制度の創設、②NHKの中間持株会社への出資に関する制度の創設、③受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度の導入等が盛り込まれていた³¹。

同法案は、令和3（2021）年10月の衆議院解散によって未了・廃案となったが、同法案の内容を含む放送法の改正案が第208回国会（常会）に提出される見込みであり³²、NHKにおける「業務」、「受信料」、「ガバナンス」の改革が具体的にどのように取り組まれていくかが注目される。

イ デジタル時代の放送制度

NHK放送文化研究所の「国民生活時間調査」によると、平成7（1995）年の調査で90%を超えていた、テレビを15分以上見る人の率（行為者率）は、令和2（2020）年調査では、80%を下回った。サンプル数が100人未満と少なく誤差が多いため、参考値であるが、20代男性の週末の行為者率は、土曜41%、日曜42%であり、土日ともに48%であったインターネット動画視聴の行為者率を下回った³³。このように、若年層を中心にテレビ離れが加速しており、放送を取り巻く環境は急速に変化している。

³⁰ NHKの衛星放送で「2K」とは、4K、8Kではない従前から放送されている「BS1」及び「BSプレミアム」のこと。

³¹ 放送法の一部を改正する法律案（第204回国会閣法第39号）の提出の経緯、内容、論点等については、鈴木友紀「NHKの受信料の適正かつ公平な負担を図るための還元目的積立金制度、割増金制度等の導入—放送法の一部を改正する法律案—」『立法と調査』No.434（令3.4）を参照のこと。

³² 電波法及び放送法の一部を改正する法律案として提出予定（前掲脚注26参照）。

³³ 渡辺洋子ほか「新しい生活の兆しとテレビ視聴の今～「国民生活時間調査・2020」の結果から～」『放送研究と調査』（令3.8.1）

NHKにおいても、令和2（2020）年4月1日から放送番組をインターネットで常時同時配信するサービスであるNHKプラスを開始した。NHKプラスは、放送の補完的サービスと位置付けられ、既にNHKと受信契約を締結している者に対して無料で実施しているが、NHKは、令和4（2022）年度には、放送番組等のインターネット配信の意義やサービスニーズを検証するため、テレビを保有していない者も含めた、テレビを日常的に利用していない者等を対象として、放送コンテンツの同時配信を行う社会実証を行うことを予定している。また、民間放送事業者も、放送コンテンツのインターネット同時配信に取り組んでいる。

総務省は、デジタル化が社会全体で急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について、中長期的な視点から検討を行うため、令和3（2021）年11月に「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」を立ち上げた。同検討会では、①デジタル時代における放送の意義・役割、②放送ネットワークインフラの将来像、③放送コンテンツのインターネット配信の在り方等について検討を行うこととしている。

インターネットに情報が氾濫する中で信頼が高い情報を提供するという放送の意義、民間放送事業の経営問題、インターネット配信時代の受信料制度など、デジタル時代の放送制度の在り方についての議論の行方が注目される。

（6）郵政民営化の進展と不祥事からの信頼回復

平成19（2007）年に郵政民営化法（平成17年法律第97号）に基づき、郵政事業の民営化が行われてから10年以上が過ぎた。郵政民営化法等では、政府に日本郵政グループの持株会社である日本郵政株式会社（以下「日本郵政」という。）株式の三分の一超の保有義務を課す一方、残余の株式はできる限り早期に処分することを定めている³⁴。また、日本郵政が保有する株式会社ゆうちょ銀行（以下「ゆうちょ銀行」という。）及び株式会社かんぽ生命保険（以下「かんぽ生命」という。）の株式については、その全部を処分することを目指し、経営状況やユニバーサルサービス³⁵等への影響を勘案しつつ、できる限り早期に処分するとされ³⁶、全部処分等が行われて完全民営化がなされるまでの移行期間は、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命の業務には各種制限が課せられている³⁷。

令和3（2021）年10月、財務省は、処分可能な日本郵政株式全部（約10.3億株）の株式売却を行い、日本郵政株式の政府保有割合は発行済株式ベースで33.3%となった³⁸。

また、かんぽ生命の日本郵政保有のかんぽ生命株式の購入等により、令和3（2021）年

³⁴ 郵政民営化法第7条、日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）附則第3条

³⁵ 日本郵政及び日本郵便株式会社は、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が利用者本位の簡便な方法により郵便局で一体的に利用できるようにする責務を負っている。（郵政民営化法第7条の2）

³⁶ 郵政民営化法第7条

³⁷ 郵政民営化法第8条、同法第8章第3節、同法第9章第3節

³⁸ 日本郵政株式の売却収入は、東日本大震災の復興財源（4兆円）に充当するとされている（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）第72条）。今回の売却により売却収入は累計約3.9兆円となった。なお、日本郵政は、令和3（2021）年10月の株式売却後に1,000億円（上限）の自己株式の取得を行い、それを消却する方針であり、消却を実施した場合、政府保有義務分（三分の一超）が減少し、政府から更に売却可能な株式が生じることとなる。

6月までに、日本郵政のかんぽ生命株式の保有割合は49.9%となった。郵政民営化法の規定³⁹により、日本郵政による株式保有割合が50%を切ると、新規業務の認可制が届出制に移行することとされており、かんぽ生命は、同年11月に新規業務として医療特約の改定についての届出を行った。同社は、令和4（2022）年4月から新商品の販売を開始予定である。

一方、令和元（2019）年12月に総務省及び金融庁から、日本郵政に対して業務改善命令、日本郵便株式会社（以下「日本郵便」という。）に対して令和2（2020）年3月までの業務停止及び業務改善命令が発出された「かんぽ生命保険の不適正募集問題」に関しては、業務停止期間終了後も経営判断により積極的営業を自粛していたが、募集管理体制の確立や契約調査、人事処分が進捗したことを受けて令和3（2021）年4月から通常営業を再開している。このような中、同年5月に策定された日本郵政グループの中期経営計画「JPビジョン2025」においても、「まずはお客様の信頼回復から」として、大きく毀損した信頼回復に向けて、愚直に全力で取り組み、お客様本位の企業グループに生まれ変わるとされた。

しかしながら、信頼回復の取組のさなか、令和3（2021）年10月に、全国郵便局長会⁴⁰から、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度にわたり、日本郵便の会社業務としてのカレンダー配布に便乗する形で、支援者への挨拶をさせるという、会社として政治活動をしているかのような誤解を生じさせるような不適切な指示が出されていたという問題が報道された⁴¹。総務省は令和3（2021）年11月、日本郵便に対し、再発防止策の策定とその措置状況を報告すること等を内容とする行政指導を行った。日本郵便は、令和4（2022）年1月、総務省に対し、当該事案に関する人事処分及び顧客情報の業務外使用等の不適切な取扱いがあったとして、職員の服務規律や個人情報保護・管理を徹底し、信頼回復に努めていく旨の報告を行った。

株式の処分等が進み、郵政民営化は新たな段階に入ったが、日本郵政グループの不祥事は後を絶たない。令和4（2022）年2月、総務省は郵政行政分野の監視強化のため「郵政行政モニタリング会合」を設置した。日本郵政グループは、自ら「JPビジョン2025」に示したように、組織風土から改革に取り組み、顧客本位の企業グループに生まれ変われるのか、その信頼回復に向けた取組が注目される。

（7）公的統計の信頼性確保

平成31（2019）年1月の厚生労働省の毎月勤労統計の不適正事案⁴²を受け、同年9月に総務省の統計委員会が「公的統計の総合的品質管理を目指した取組について」（再発防止策）を、12月には統計改革推進会議⁴³の下に設置された統計行政新生部会が「統計行政の新生に向けて～将来にわたって高い品質の統計を提供するために～」(総合対策)を取りまとめた。

³⁹ 郵政民営化法第138条の2

⁴⁰ 郵政民営化以前の郵便局区分である、旧特定郵便局の局長が中心になって組織・運営している任意団体。郵政事業及び地域社会の発展に寄与するとともに会員の勤務条件の向上を図ることを目的としている。

⁴¹ 『朝日新聞』（令3.10.12）

⁴² 「全数調査」とされていた500人以上の事業所の東京都分について、「抽出調査」として実施していた。

⁴³ 抜本的な統計改革及び一体的な統計システムの整備等を政府が一体となって強力に推進するため、官房長官を議長として、平成29（2017）年2月から開催されている会議。

この再発防止策及び総合対策の提言を受けて、令和2（2020）年6月に「公的統計の整備に関する基本的な計画」（公的統計基本計画）⁴⁴の変更（第Ⅲ期基本計画）が閣議決定された。新しい基本計画には、①PDCAサイクルの確立や第三者監査の導入等品質確保に向けた取組の強化、②統計の重要度に応じたメリハリのある管理、③各府省の統計部局による政府内の他組織への広範な支援、④専門性を有する人材の確保・育成、⑤職場風土等の確立が盛り込まれた。

これらの基本計画に盛り込まれた取組が実施の途上であった令和3（2021）年12月に、国土交通省の建設工事受注動態統計調査において、「二重計上」が生じていたとの報道がなされた⁴⁵。これを受け岸田総理大臣は、国土交通大臣に対して、第三者委員会において、検証を行い、1か月以内に報告を取りまとめるよう指示した⁴⁶。国土交通省は、外部有識者による「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る検証委員会」を開催し、同検証委員会は、令和4（2022）年1月14日に報告書を取りまとめた。報告書では、問題発生の原因として分業意識による情報の分断、業務過多や問題発覚が職員の不利益になる構造等を指摘し、業務過多の解消、問題発覚時の対応方法の明確や問題の発見と解決を奨励する風土の形成などを提言した。国土交通省は、二つの会議⁴⁷を立ち上げ、①当該統計を適正な姿に復元するとともに、②再発防止策の検討・所管統計の検証を行っている。

また、総務省統計委員会も、統計の専門家の立場から問題についての実態把握、課題の精査を行い、統計技術面を含めた公的統計の改善を進め、国民の信頼確保を図るとしており、令和4（2022）年1月14日には、今般の事案に関する総務省の対応について検証していた統計委員会タスクフォースの精査結果報告書が公表された。同報告書では、総務省の対応について、統計法等に反するとまでは言えないが、不適切なものや役割分担の隙間に落ちたような対応があり、また、リスクに対する意識の希薄さがあったなどと指摘し、各府省の統計担当部局との総合的連絡窓口の設置、研修等の充実、意識改革、人材の質・量の確保等を提言した。今後、統計委員会は、国土交通省の検証結果やタスクフォースの精査を踏まえ、統計調査の精度を高める方策の検討を進めるとしている。

公的統計の品質と信頼性の確保に向けて、総務省及び各府省における取組が強化・加速されることが求められよう。

（あらい ゆきまさ、みながわ けんいち）

⁴⁴ 統計法（平成19年法律第53号）第4条に基づき、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が定める計画。

⁴⁵ 『朝日新聞』（令3.12.15）

⁴⁶ 第207回国会参議院予算委員会会議録第1号（令3.12.16）

⁴⁷ ①統計の復元については「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る遡及改定に関する検討会議」、②再発防止策の検討・所管統計の検証については「建設工事受注動態統計調査の不適切処理に係る再発防止策検討・国土交通省所管統計検証タスクフォース」が設置された。